

石川県公立大学法人受託研究取扱規程

平成23年4月1日

石川県公立大学法人規程法第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県公立大学法人（以下「法人」という。）における受託研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究 法人が設置する大学（以下「大学」という。）が外部からの委託を受け行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 特許権等 特許権、実用新案権及び品種登録並びにこれらの権利を受ける権利をいう。

(受託研究の基準)

第3条 受託研究は、大学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(受託の条件)

第4条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 受託研究は、受託研究に要する経費の範囲内で行うこと。
- (2) 受託研究を委託者が一方的に中止することができないこと。
- (3) 受託研究の結果生じた特許権等は法人が承継した場合においては、委託者にこれを無償で使用させ、又は譲与することができないこと。
- (4) 受託研究費により取得した設備等は、返還しないこと。
- (5) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、法人はその責めを負わず、また、原則として受託研究費は、返還しないこと。
ただし、特に必要があると認める場合には、不用となつた経費の範囲内でその全部又は一部を返還することがあること。
- (6) 委託者は、受託研究費を当該研究の開始前に納付すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか学長が特に必要と認める条件。

2 委託者が国、地方公共団体、公社等の県関係機関、独立行政法人又は前記各団体からの再委託により受託研究を申込む者であるときは、前項第4号及び第6号の条件を付さないことができるものとする。

(受託研究の申込み)

第5条 受託研究の申込みをしようとする者は、受託研究申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、受託研究を行う大学の学長（以下「学長」という。）に提出するも

のとする。

- 2 学長は、前項の申込書を受理したときは、受託研究を担当する教員（以下「研究者」という。）から受託研究計画書（別記様式第2号）を学長に提出させるものとする。

（受託研究受入れの決定等）

第6条 学長は、前条の申込が適當と認められるときは、受託研究の受入れを決定するものとする。

- 2 学長は、受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書（様式第3号）により、委託者にその旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 学長は、前条第2項の通知を行った後、速やかに委託者との間に契約を締結するものとする。

（受託研究に要する経費）

第7条の2 委託者が納付する受託研究に要する経費は、受託研究の実施に関して必要とする謝金、旅費及び消耗品等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究の実施に関連し直接経費以外に必要とする経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。

- 2 間接経費は、原則として直接経費の10%に相当する額とする。ただし、委託者が国、地方公共団体、公社等の県関係機関、独立行政法人、又は前記各団体からの再委託であるときは、直接経費のみとすることができます。

（受託研究の中止又は期間の延長）

第8条 研究者は、受託研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じたときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該受託研究を中止し、又は研究期間の延長を決定し、遅滞なくその旨を当該委託者に通知するものとする。

（研究成果の報告等）

第9条 研究者は、受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書（様式第4号）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、委託者に対する受託研究の結果の報告を、前項の規定による報告書の提出後、研究者に行わせることができる。

（研究成果の公表）

第10条 受託研究に関する結果は、研究者の名において公表することができる。

- 2 前項の公表の時期、方法等について、必要がある場合は、学長は研究者の意見を聴いて、委託者と協議して決定するものとする。

(実施細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

受 託 研 究 申 込 書

年 月 日

大学長 殿

委託者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)

石川県公立大学法人受託研究取扱規程に基づき、下記のとおり受託研究を申込みます。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 希望する研究完了期限 年 月 日

4 研究に要する経費

5 希望する研究担当者

6 研究用資材、器具等の提供

7 その他

受託研究計画書

年　月　日

大学長 殿

研究代表者 所属
氏名

印

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究期間 年　月　日から　年　月　日まで

4 研究場所

5 使用設備

6 受託研究経費

経費区分	金額	摘要（積算方法等）

7 その他参考事項

受託研究受入決定通知書

年月日

殿

大学長

年月日付けで申込みのありました受託研究については、下記内容により受入を決定したので通知します。

記

1 研究題目

2 研究期間

3 研究担当者 所属
職・氏名

4 研究に要する経費

受託研究完了報告書

年月日

大学長 殿

研究代表者 所属
氏名

印

受託研究を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 研究題目

2 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 研究に要した経費

4 研究成果 (概要を記載し、成果の詳細を別紙添付する。)

5 その他